

5 決算審査

知事からの審査依頼に基づき、決算の数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的に行われているかなどを審査しました。

1 各会計歳入歳出決算審査

平成19年度各会計歳入歳出決算審査（一般会計及び17の特別会計）については、歳入歳出決算の計数は誤りのないことが認められましたが、会計処理の一部について、是正・改善を要する事項が認められたほか、「財産に関する調書」の一部に建物約3万㎡や出資による権利（2億500万余円）の過大登載などが認められました。

また、決算全体については、以下の3件の意見を付しました。

財政状況について、揺るぎない財政基盤を構築することを求めました。

財産管理について、土地、建物等の過大登載、登載漏れなどが見られたため、財務諸表を活用し、事務の適正な執行に努めるよう求めました。

資金運用について、安全かつ効率的な資金運用に努めるよう求めました。

財産の登録状況

財産種別	登載状況	局数	件数等
土地	過大登載	1局	1,204.81㎡
建物	過大登載	3局	30,326.25㎡
	登載漏れ	2局	2,056.06㎡
山林	登載漏れ	1局	1,756.00㎡
地上権	過大登載	1局	33.57㎡
地役権	登載漏れ	1局	33.57㎡
無体財産権	登載漏れ	1局	2件
出資による権利	過大登載	1局	205,068,776円
物品	過大登載	2局	2点
	登載漏れ	4局	11点
債権	計上漏れ	1局	4,856,995円

▶ 住宅建設資金あっせん制度に基づく損失補償について

都市整備局は、個人住宅の取得が困難な者に対し、資金の融資を金融機関にあっせんしてきました（昭和47年度から平成13年度まで）が、資金の回収が困難となった場合、都が債権の残元金・延滞後利息等を損失補償することになっていきます（平成19年度までに約51億円を補償）。

損失補償実施後も、「金融機関は、その補償に係る債権の保全及び回収に努めるものとする。」と定めていますが、金融機関は残元金、利息の補てんを受けた後なので、積極的に回収を行う経済的動機に欠け、損失補償実施後の債権は、局が回収努力を行わなければ回収できない仕組みとなっています。

今後も、多額の損失補償が見込まれることから、損失補償実施額を最小限にすることが必要ですが、局は、損失補償の実施に当たり、金融機関から回収に係る情報を取得しておらず、また、損失補償実施後においても回収の努力を行っていません。

局に対し、住宅建設資金あっせん制度に基づく損失補償に係る経費が必要最小限となるよう方策を検討するよう求めました。

（局別意見 都市整備局）

2 公営企業各会計決算審査

平成19年度公営企業各会計決算審査（11会計）については、会計処理の誤り3件を除き、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

主な会計処理の誤り

固定資産を受入れる際、運搬設置費を加算していない事例など、会計処理が不適正なものが確認されました。（病院事業会計）

交通事業会計のみで負担すべき日暮里・舎人ライナー開業告知等新聞広告の出稿委託を3会計で按分しており、不適正な処理が行われていました。（交通事業会計、高速電車事業会計、電気事業会計）